

第 73 号議案

豊後大野市火災予防条例の一部改正について

豊後大野市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の公布に伴い、条例改正の必要があるとともに、防火対象物の消防用設備等の状況が法等の規定に違反する場合において、その旨を公表することとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市火災予防条例の一部を改正する条例

豊後大野市火災予防条例（平成 17 年豊後大野市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 50 条を第 51 条とし、第 49 条を第 50 条とし、第 6 章中第 48 条を第 49 条とし、第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）附則第 1 条の政令で定める日から施行する。